8　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度
第八項	前十年以内	前九年以内

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

3　新法附則第九条の二の二第一項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第七条　別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2　別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧法の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3　四年新法第七十二条の十三第五項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が五号施行日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあっては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における同項の法人の事業年度について適用する。

4　次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が五号施行日前に開始した事業年度の期間（連結子法人にあっては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内の日である場合における四年旧法第七十二条の十三第六項から第二十七項までの規定の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一　四年旧法第七十二条の十三第六項の解散　その解散の日

二　四年旧法第七十二条の十三第七項の合併　その合併の日の前日

三　四年旧法第七十二条の十三第八項の最初連結親法人事業年度の開始　その開始の日の前日

四　四年旧法第七十二条の十三第九項の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと　当該開始の日の前日

五　四年旧法第七十二条の十三第十項の申請書の提出　同項の連結申請特例年度開始の日の前日

六　四年旧法第七十二条の十三第十一項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の連結親法人事業年度開始の日の前日

七　四年旧法第七十二条の十三第十二項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の連結申請特例年度開始の日の前日

八　四年旧法第七十二条の十三第十三項の連結完全支配関係を有しなくなったこと　同項の離脱日の前日

九　四年旧法第七十二条の十三第十四項の破産手続開始の決定　その破産手続開始の決定の日

十　四年旧法第七十二条の十三第十五項の合併又は残余財産の確定　その合併の日の前日又は残余財産の確定の日

十一　四年旧法第七十二条の十三第十六項の完全支配関係を有することとなったこと　同項の支配日の前日

十二　四年旧法第七十二条の十三第十七項の解散　その解散の日

十三　四年旧法第七十二条の十三第十八項の合併　その合併の日の前日

十四　四年旧法第七十二条の十三第十九項の連結子法人がなくなったこと　同項の離脱日の前日

十五　四年旧法第七十二条の十三第二十項の公益法人等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十六　四年旧法第七十二条の十三第二十一項の普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

十七　四年旧法第七十二条の十三第二十二項の承認を取り消されたこと　同項の取消日の前日

十八　四年旧法第七十二条の十三第二十三項の承認を受けたこと　その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日

十九　四年旧法第七十二条の十三第二十六項の残余財産の確定　その残余財産の確定の日

二十　四年旧法第七十二条の十三第二十七項の継続　その継続の日の前日

5　四年新法第七十二条の十三第六項の規定は、五号施行日以後に所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法（以下この条において「四年新法人税法」という。）第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う四年新法第七十二条の十三第六項の内国法人の事業年度について適用する。

6　四年新法第七十二条の十三第七項の規定は、四年新法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人（次項において「通算親法人」という。）の五号施行日以後に開始する事業年度開始の時又は終了の時に当該通算親法人との間に同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算子法人（同条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。）の事業年度について適用する。

7　四年新法第七十二条の十三第八項から第十項まで及び第十二項の規定は、同条第八項各号又は第九項各号に定める日が通算親法人又は四年新法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人の五号施行日以後に開始する事業年度の期間内の日である場合における四年新法第七十二条の十三第八項の内国法人又は同条第九項各号に掲げる内国法人の事業年度について適用する。

8　四年新法第七十二条の十三第十一項の規定は、五号施行日以後に開始する同項に規定する期間について適用する。

9　所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により四年新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧法第七十二条の二十五第五項の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新法第七十二条の二十五第五項の提出期限の延長がされたものとみなす。